

# Alternative Systems Study Bulletin

メール版 第31巻第4号 (2024年2月5日)

メール版 ASSB を送ります。

ルネサンス研究所などの複数のメーリングリストに投稿しますので、これまで手に取っておられなかった方々にも届くことになります。配信停止の手続きは、メールで連絡して下さればいいのですが、メーリングリストのばあいは配信停止ができません。お手数ですが届いたら削除して下さい。

この小冊子は、1993年から発行しています。最初は知的創造集団のネットワーク形成をめざし、数人の同人で始めました。しかし、私が阪神大震災以降多忙になったこともあり、第4巻(1996年)からは私の個人誌として再出発しています。そのころは協同組合のシンクタンクづくりをめざしていました。シンクタンクづくりは実現していませんが、以降隔月刊で発行し、主要な論文はHPに掲載しています。

メール版で発行したバックナンバーは、PDFファイルにしてHPの「バラキン雑記」のところに掲載しています。ぜひご覧ください。

2015年度の『ASSB』のPDFファイル。

[http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog\\_id=239](http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=239)

2016年度の方は次です。

[http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog\\_id=240](http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=240)

2017～24年度の方は次です。

[http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog\\_id=244](http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=244)

メール版は拡散自由です。またいろいろな意見や異論があれば、メールでお知らせください

編集 境 毅(筆名:榎原 均)

連絡先 〒600-8799 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール [sakatake2000@yahoo.co.jp](mailto:sakatake2000@yahoo.co.jp)

購読料 無料 (カンパ歓迎)

カンパ振込先(郵便振替) 口座番号:01090-5-67283 口座名:資本論研究会  
他金融機関からの振り込み 店名:109 当座 0067283

## 31巻第3号 目次

はじめに

負債経済論にもとづく資本の破局

理論的整理のために (2)

第3章 日本及び世界各国の異常な国債発行残高と財政赤字の原因

負債経済論にもとづく資本の破局

理論的整理のために (3)

第4章 中央銀行による銀行券の発行について(基礎編)

負債経済論にもとづく資本の破局

理論的整理のために (4)

## 第5章 金融業におけるデジタル革命(最新資料抜粋 はじめに

今回は理論的整理という看板を掲げつつ、実際は現状分析です。

最初の文章は、研究会会報 335 号 (23 年 9 月 1 日) で、これは各国の国債発行残高の対比です。コロナ禍によって、各国とも日本並みの GDP 比となっています。その原因について、中央銀行による銀行券の発行があるのではないかという問題意識が生まれ、それについて調査しました。

研究会会報 336 号 (23 年 9 月 29 日) がその報告で、中央銀行は銀行券発行の際に担保として国債を購入するのです。そして中央銀行について調べていくうちに、発刊されたばかりのイングランド銀行の啓蒙書が、中央銀行によるデジタル通貨発行の構想について述べていることを知りました。

それで研究会会報 337 号 (23 年 10 月 27 日) で金融のデジタル化について、ネット情報をまとめてみました。そのような作業に追われている中で、ハマスが 10 月 7 日にイスラエルを攻撃し、これに対してイスラエルが戦争宣言をし、戦争が始まりました。イスラエルのパレスチナに対する戦争は入植者植民地主義にもとづくものであり、それをあからさまな形で今現在戦争を継続している中で、ひるがえって入植者植民地主義の元祖である米国は現在に至るも入植者植民地主義を継続しているのではないかという疑惑がわき、以降、植民地主義についての調査を始めています。報告は本誌次号からです。ご期待ください。

## 負債経済論にもとづく資本の破局 理論的整理のために (2)

### 第3章 日本及び世界各国の異常な国債発行残高と財政赤字の原因

#### 1. 日本の異常な国債残高

日本の国債についての調査をはじめ、森田長太郎『政府債務』(東洋経済新報社、2022 年) を読みました。筆者は、日本の国債市場のアナリストとして 30 年を超えたということで実務に詳しく、普段の業務は短期的な市場予測がメインで、この本で扱った長期的な政府債務の歴史や見通しは普段の業務ではないと述べています。(『政府債務』、11 頁)

理論的な問題では、例えば現在の不換銀行券を国家紙幣と同様に考えている点や、貨幣が商品貨幣であることの否定など、現在の研究者がだれしも陥っている欠陥がありますが、具体的な事実問題についてはよく調べています。

第 6 章 日本の政府債務、1. 日本の政府債務急増のヒストリー、では、GDP 比 180% の政府債務を問題にしています。次の図です (同書、247 頁より)。

図6-1 政府債務残高と財政赤字（対名目GDP比）



(注) 政府債務残高は普通国債残高のみ  
(出所) 財務省、内閣府データより作成

「1970年に名目GDP比でわずか約3%だった政府債務残高が、半世紀後の2020年には50倍以上の180%弱に達していることが分かる。」(同書、246頁)

ところが、一時期ソブリン(国家のこと)危機が各方面から発信されたにもかかわらず、この大きな変化にもかかわらず、人々はマイナスの影響を感じることなく生活しています。それで危機論も収まっています。

しかし、森田は、1990年代初めからの伸びが異常であるにもかかわらず、政府による分析はなく、異常ともいえる政府債務の膨張の原因は解明されていない、と主張し、何が政府債務をここまで増加させたか、と問題提起しています。

森田の解明は、社会保障費、国債費、危機時の支出増加があるにもかかわらず、税収が減少していることが原因だとし、これらに対する分析を行っています。そして次のように結論づけています。

「過去30年間における政府債務増加の内訳は、大雑把に『社会保障費』と『税収減』がそれぞれ4割ずつ、『危機支出』が2割である。」(同書、277頁)

私は森田の解明とは別の視点が必要だと考えました。たまたまネット検索していて「社会実情データ図録」の政府債務の国際的な比較の図を見つけました。主宰は本川裕氏で解散した財団法人国民経済研究協会の理事でした。以降も個人で各種データの図表を作成して公開しておられます。

<https://honkawa2.sakura.ne.jp/5103.html>

## 2. 世界各国の政府債務の長期比較

### 1) 社会実情データ図録から

ここでは、「社会実情データ図録」の国際的な債務の長期的傾向の図について、順序を変えて紹介していきましょう。まずは、森田の図よりももっと衝撃的な図がありました。森田の図を戦前にまで引き延ばしたものです。以下の三つの図は、すべて「社会実情データ図録」からの引用です。



(資料)東京新聞(2019年12月17日)

現在の日本の国債残高のGDP比は、戦争末期の時期と同じだということです。ところがこの傾向は日本だけではないのです。世界各国の債務残高の長期推移の図もありました。先進国と途上国に分けてありますが、先進国は、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、スウェーデン、英国、米国、ギリシャの9カ国とされています。

コロナ対策により世界的に政府債務は第2次世界大戦時並みにまで上昇

Figure 1.11. Historical patterns of general government debt 一般政府債務の歴史的推移 (対GDP比)



Note: The aggregate public-debt-to-GDP series for advanced economies and emerging market economies is based on a constant sample of 25 and 27 countries, respectively, weighted by GDP in purchasing power parity terms.

Source: International Monetary Fund (IMF), 2020. Fiscal Monitor: Policies for the Recovery. Washington, October.

(資料) OECD Science, Technology and Innovation Outlook 2021: Times of Crisis and Opportunity, p.44

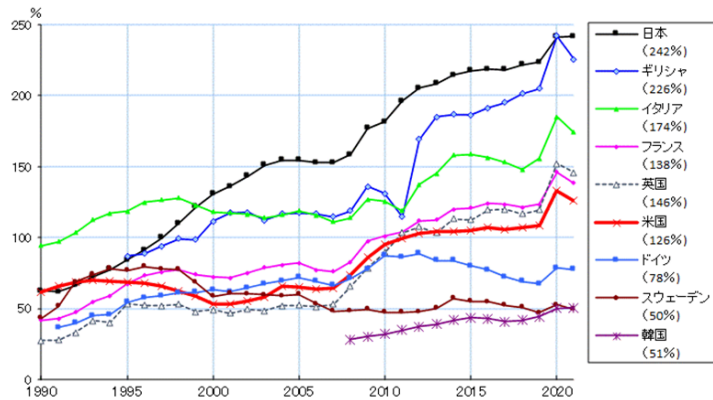
図によれば、債務の増加は1910年から1945年までの最初の増大期と、2008年のリーマンショック以降現在まで続く第二の増大期があり、日本の場合もこの世界的な傾向に合致していることが分かります。

最初の増大期は言うまでもなく第一次世界大戦から第二次世界大戦終了までの時期で、政府は戦費調達のために債務を積み重ねたのでした。ところが現在の増大期は、世界大戦ではなく、リーマンショック以降の前例なき金融緩和が原因であり、そして、それに直近のコロナ禍による政府支出の増大が加わり、ついに第二次世界大戦末期と同様水準(対GDP比)に到達していることが分かります。この傾向について、私は数年前から負債経済の拡大が原因であると警鐘を鳴らしてきました。

さらに国別のデータを見てみましょう。

政府債務残高の推移の国際比較

\* 凡例の数字は最新年の値



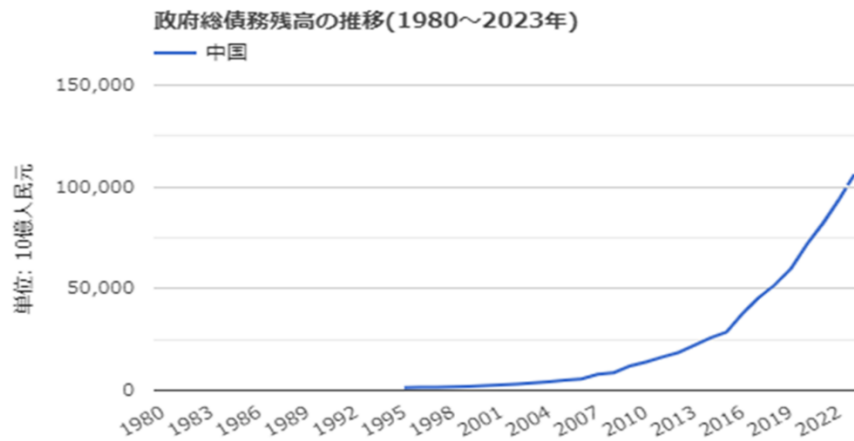
(注) General government gross financial liabilities(対GDP比)。地方政府分を含むが中央政府との重複分は除外。  
 (資料) OECD Economic Outlook No 112 - November 2022. (OECD.Stat 2022.12.11)

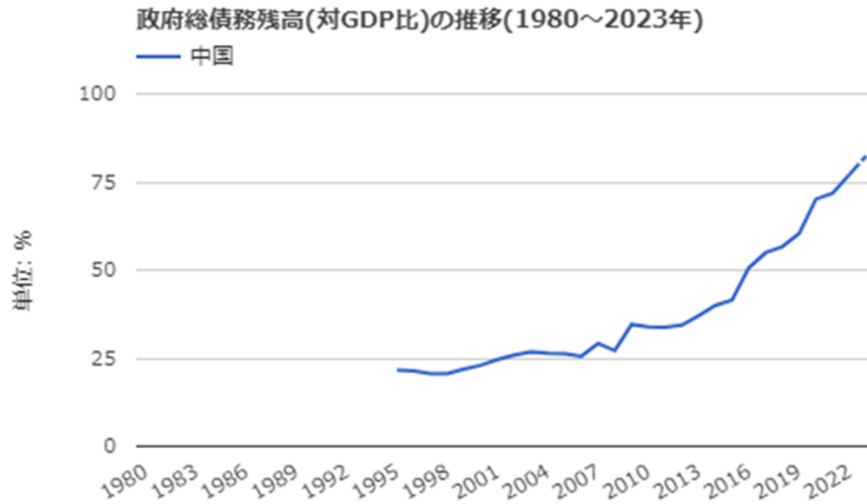
日本政府は財政支出のためには、国債を発行して民間銀行に買ってもらって日銀券を獲得しなければなりません。他方、外国為替資金特別会計に積みあがっている外貨ドル（米国国債）を円に換えれば国債発行は不要ですが、しかし、米国国債は赤字財政の米国への出資ですから、日米同盟の建前から言ってもドル売りはできません。G7 諸国の中でも日本の政府債務残高が突出している原因の一つがここにあります。同じ敗戦国のドイツの財政が比較的健全なのは、ドイツがユーロ圏に属し、またドル売りもやっているのでしょう。

## 2) 中国の政府債務残高の推移「世界経済のネタ帳」から

比較のため中国の政府債務の推移の図もつけました。こちらの出典は「世界経済のネタ帳」です。

[https://ecodb.net/exec/trans\\_country.php?type=WEO&d=GGXWDG&c1=CN&s=&e=](https://ecodb.net/exec/trans_country.php?type=WEO&d=GGXWDG&c1=CN&s=&e=)





中国の場合人民元は国家紙幣ですから、もともと国債発行による通貨発行ではなかったのですが、1994年に人民元発行に際して国債を担保とすることとなり、以降政府債務残高は増大してはいますが、GDP比でドイツ並みの水準です。

### 3. 政府はなぜ国債を発行しなければならないか

#### 1) 政府が紙幣を発行できない

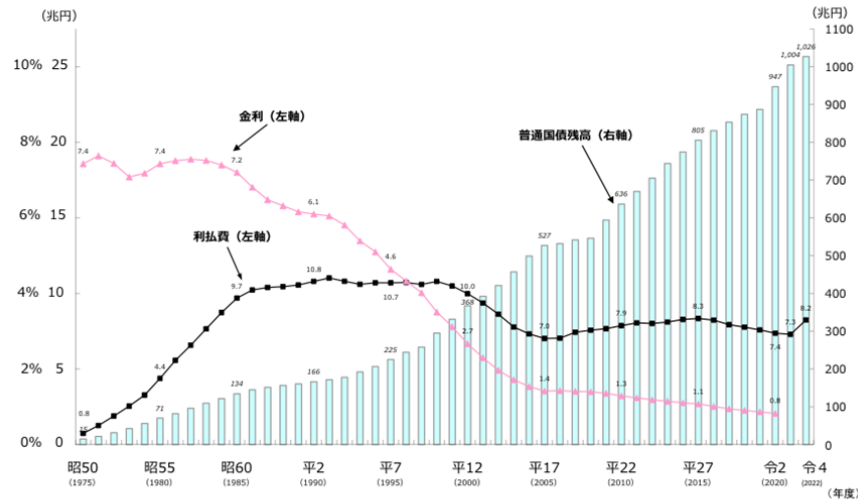
税収だけでは不足する政府の支出を賄うには現金が必要ですが、米国をはじめ各国では民間企業である中央銀行がそれぞれ銀行券を発行し、これが政府の通貨として承認されています。各国政府は直接通貨（国家紙幣）を発行できないのです。例外は小額のコインで日本でもコインは「日本国」の刻印が押されています。

こうした状況では日本政府は不足する現金を得るためには国債を発行し、国債市場で民間銀行に買ってもらって初めて日銀券を獲得できます。国債は利子付きですから、民間銀行はそれを保有することで利子を獲得できます。つまり政府は現金を調達するために、民間金融機関に利子を払っており、この借用証書が国債なのです。

まずは財務省の作成した表をご覧ください。



## 利払費と金利の推移



(注1) 利払費は、令和2年度までは決算、令和3年度は補正後予算、令和4年度は予算による。  
 (注2) 金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。  
 (注3) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和3年度は補正後予算、令和4年度は予算に基づく見込み。

出典：「時事ドットコムニュース」【解説委員室から】(2023年8月26日(土)) 原典：利払い費と金利の推移 (財務省ウェブサイトより)

この図によれば、日本政府の債務残高は1千兆円を超えており、これに対する利払いも、**超低金利の現在でも350兆円に及んでいます。**(訂正：これは間違っ左の単位で読みました。正しくは右の単位で、約10兆円弱です。) この税金から出される利子は、債権者である銀行などの金融機関に支払われているのです。日本の国家予算は2023年度で114兆円であり、裏財政である特別会計は、その倍額ですが、利払いはそれを上回る三倍もの金額を払っていることとなります。

なぜ政府は税金が歳出を下回ると国債発行に向かわざるを得ないのか、ということの説明は次号に譲りますが、この後、お金についての簡単な説明と、貨幣について、それをシステムとして把握する試みをします。そして最後に補論としてイングランド銀行の公式見解を取り上げます。

## 2) お金(通貨)について

私たちに身近なお金は日銀券と硬貨です。日銀券と硬貨は現金とよばれますが、それは商品を購入でき、また借金を返済でき、さらにタンス預金すれば価値を保存できるからです。また、プリペイドカードやクレジットカードでも買い物ができます。これらのカードには多少の制約はありますが、現金の役割を果たせます。お金の種類にはそれ以外に、預金(普通預金と当座預金等)があります。預金は引き出して現金に換えることができるし、公共料金等の振替支払いに利用できます。給与等の支払いも口座振り込みが大半です。また、小切手や電子的指図で口座振替が可能であり、企業間の大口の取引はほとんどが銀行の口座振替で行われています。現金や預金は、一般に通貨とも言われますが、現在の日本では、現金通貨(大半は日銀券流通高)と預金通貨を合わせた通貨残高(日銀がマネーストックとして公表するM3)は1594兆円を超えています。

通貨以外にも株式や国債や社債などの金融資産が存在します。金融資産を担保にお金を借りることができるし、これらには売買が活発な市場があり、売却すれば通貨となります。買い手が通貨を手放すので、金融資産の売買は通貨を増やすことにはなりません。金融資産の価格(株価や国債等の価格・利回り)に影響し、その保有・価格は保有者と発行者の行動(消費者の消費行動・貯蓄、企業の投資・資金調達、国債の発行等)に影響します。金融資産は個人が保有する場合がありますが、多くは銀行、保険会社、年金基金等の金融

機関が保有しています。銀行は預金を集め、貸出や金融資産を保有する存在でもあり、金融仲介機関ともよばれます。

お金があれば生活できますが、それは天から降ってはきません。お金にお金を生ませることができる富裕層は別にして、お金を得ようとすれば働きにでるか自営業を営むかなどであり、自分の生活を稼ぎに従属させねばなりません。このように現代では、生活の中心にはお金が座っています。その理由は、お金には購買力があり、市場社会では、お金にすべての商品を買う力が備わっているからで、市場社会で生活しようとすればお金の世話にならざるをえないからです。ではどうしてお金にはそのような力が宿るのでしょうか。

少し時代をさかのぼれば、お金は金（ゴールド）でした。金貨が流通し、銀行券も金兌換の約束で発券されていました。金には価値があり、だから同じ価値のある他の商品と交換できます。ところが今日では、金貨は流通しておらず、銀行券は不換紙幣となり、国際通貨ドルも金との交換ができません。

日銀券 1 万円札の材料費は 10 数円で、ほとんど無価値と見ていいでしょう。ところがその額面は 1 万円であれば、1 万円の価値ある商品が買えます。これはなぜか、ということを経験して学界で論争になりました。通説は国家が強制通用力を付与しているというものでしたが、岩井克人は、売り手が 1 万円札に 1 万円の価値があると信用して、自分の 1 万円の商品と引き換えに、それを受け取るからだと言いました。人々の信用が日銀券の流通を保証しているというのです。

この考え方は、俗受けしましたが間違っています。イギリスではじまった金匠の銀行券は金の預り証で、これが流通したのが銀行券の始まりといわれています。その後、発券も多くの銀行でなされていましたが、次第に発券の機能が中央銀行であるイングランド銀行に集中されるようになりました。日本では明治初期には 153 行もあった銀行がそれぞれ銀行券を発券していましたが、日銀の設立後日銀だけが銀行券を発行するようになりました。銀行券は、預金の引き出しや、商業手形の割引によって市中に出回ることから明らかなように、その本質は預金証です。兌換が停止されてもこの本質は変わりません。現に日銀券は市中銀行が日銀に預けている当座預金を引き出したときに発行され、また必要でなくなった日銀券を市中銀行が日銀に返還すれば、当座預金の増額となって回収されます。つまり日銀券は、市中銀行の日銀への預金証で日銀にとっては債務証書です。それゆえに額面どおりの価値があり、通貨として通用するのです。信用は日銀券が市中銀行の日銀への預金証であることによるのであり、人びとが信用しているから日銀券に価値が保有されているのではないのです。このような力を持ったお金がどのようにして生み出されるか、これについては商品からの貨幣の生成についての研究が必要で、すでに会報 279 号「マルクス生誕 200 年にやっと明らかにされた、価値形態平易化の代償」で述べました。（なお、この項は、『既成概念をぶち壊せ！』、晃洋書房、2016 年、所収「お金」をもとにしました。）

### 3) 貨幣とはシステムである

手元にあるお金は単独の存在ではなく、多くの機能を持った社会的な存在です。

まず最初の機能は、価値尺度機能です。この機能においては、貨幣の現物は不必要で、観念的な計算貨幣として機能するだけです。（現在貨幣金はこの役割しか果たしていません）

次に日常的に目につく存在である流通手段としての機能です。これは歴史的には、金地金から金鑄貨となりましたが金貨は流通過程で摩損します。これは、流通手段の金の象徴化であり、流通手段としては、国家紙幣でその役割が果たせます。

これとは別の起源をもつのが銀行券などの信用貨幣です。これは後述する支払い手段としての貨幣に機能から発生します。

三番目に貨幣は貨幣蓄蔵の衝動を持っています。

四番目の機能が、支払い手段としての貨幣の機能です。初期の銀行は、預金を受け入れ、その預かり証を発行しましたが、それが現金として流通し、これが銀行券の起源です。中央銀行は民間銀行の準備金の引き出しに際して銀行券を発行しますが、これが転々と流通



することになります。

最後に、世界貨幣の根源的役割があります。これは実は歴史的には最初に出現した貨幣です。古代の共同体と共同体との交換で金地金や銀地金が価値尺度や交換手段の役割を果たしました。現在では金貨は流通しておらず、金地金は国際取引でも使用されず、中央銀行の金庫に準備金として保管されています。現在の国際通貨ドルは、当初は金とリンクしていましたが、ニクソンショックで金・ドル交換停止になりました。現在は、一国の通貨ドルが国際的な支払手段として機能するのは、原油取引をドルで支払うペトロダラー体制によります。

貨幣というと、日銀券だけしか頭に置かない人が多く、研究者までもがそうです。しかし日銀券は通貨であり、流通手段であって、それは上記の貨幣システムのごく一部を占めるものにすぎません。しかも流通手段としては、貨幣金の代理物でいいのであり、銀行券そのものの生産費を問うこと自体無意味です。

#### 4) イングランド銀行の銀行券論(補論として)

イングランド銀行のエコノミスト達が『イングランド銀行公式 経済がよくわかる 10 章』(すばる舎、2023 年)なる本を出版しました。イングランド銀行が銀行券をどのように説明しているかに興味を惹かれ予約し、数日前に届きました。

一番驚いたのは、イングランド銀行によるデジタル通貨発行の構想が書かれていたことです。あと、第 6 章「そもそもお金って何?」でお金の解説がありました。書かれていることは名著フェリックス マーティン『21 世紀の貨幣論』(東洋経済新報社、2014)の引き写しですが、独自の見解もありました。

まず、貨幣の三つの機能とは、交換手段、価値貯蔵手段、価値尺度で、中央銀行の癖に、支払い手段としての機能が欠落しています。また、貨幣の流通根拠についても次のような俗説を採用しています。

「貨幣はちゃんと通用すると誰もが信用しているから、貨幣は通用するのである。」(『イングランド銀行公式 経済がよくわかる 10 章』、263 頁)

次に、なぜお金には価値があるのか、と問い、貴金属などの裏付けのある「兌換紙幣」が不換紙幣になって以降も、ポンド紙幣には、日銀券にはない「本券の持参人には〇〇の金額を払うことを約束する」(同書、264 頁)という記述があり、金本位制離脱以降も続けられているこの記述を銀行券流通の根拠とみなしています。

さらに、貨幣の種類については三種類に限定しています。

①銀行券(紙幣)と、民間銀行がイングランド銀行に積み立てている②準備預金、③預金通貨、で、説明では③預金通貨は、「中央銀行が発行したものではない」(同書、271 頁)。準備通貨は銀行券とともに中央銀行が発行しているが、民間銀行の信用創造による預金は中央銀行が発行していない、とみて区別しているのです。ところでここでの特徴は政府が発行する国家紙幣については無視していることです。

最後に、だれもが中央銀行に口座を持つ時代がやってくる?という小見出しで述べられているイングランド銀行のデジタル通貨構想を紹介しておきます。

『中央銀行デジタル通貨(CBDC)』と呼ばれる新しい通貨が誕生したら、誰もが中央銀行に口座を持つことになる。そうすれば市民は国家に対して直接の請求権を持つお金をその口座に持つことが可能になり、もはや札束を所有したり、民間銀行が創造する預金通貨に頼ったりする必要はない。ただし中央銀行の口座で持てるのは、デジタル形式のお金だけである。」(同書、284 頁)

このような構想を現時点で公表する意図を私は測りかねています。構想の直前には次のようにデジタル通貨の発展についての記述があります。

「私たちが銀行口座に持っている預金の形をとっている。預金通貨は、通貨供給量の 79%、一般の人が使う通貨の 96%を占める。」(同書、270 頁)

「本書執筆の時点でイギリスにおける現金の使用は 10 年間で 70%減少しており、特にこ

こ三年間で半分が減っている。となれば、中央銀行にとっては当然の疑問が浮かび上がってくる。中央銀行もデジタル通貨の世界に参加したらいいのではないか？」(同書、283頁)

現金つまり銀行券が預金通貨を土台としたデジタル通貨に駆逐されており、しかもイングランド銀行にとっては、そのデジタル通貨のもとになっている預金通貨は銀行券とは別のもものとみなされています。中央銀行がデジタル社会で蚊帳の外におかれているという危機意識があり、それがこのような構想の公表となったのでしょうか。

「だれもが CBDC を持つようになり、従来の銀行口座には預金しなくなったら、民間銀行はどうなるだろうか。」(同書、287頁)

イングランド銀行は金融界の大変革を予想しているのかもしれませんが。

## 負債経済論にもとづく資本の破局 理論的整理のために (3)

### 第4章 中央銀行による銀行券の発行について(基礎編)

#### 1. 問題意識

私は会報 331号と 332号で、「日本の失われた 30年の原因と日本社会の今後」と題して 2回の連載を行いました。そしてどう見ても日本政府の将来像は破局しかないのではないかという疑念が頭をよぎり、そしてこの問題は軽々しく論じられない事柄なので、以降迂回して、破局の実相についてまずはもう一度世界の現状把握に立ち返りました。333号の「グローバルサウス登場の衝撃」はその第1歩でした。

ところが調べていくうちにアメリカの覇権がどのように揺らいでいくかという問題からみると世界は混とんとしていてすぐに結論が出せるような問題ではないことに気づき、再度理論に立ち返るといことで、334号ですでに 2016年ころには提起していた負債経済論について再提起しました。

第1章で「資本の破局についての原理的理解」をまとめ、第2章では「今日の破局の諸相」といことで現在の世界のトータルな把握を試みました。そして 335号で、負債経済の特徴である国債の増大を日本並びに世界の統計から示しました。それによりますと、第二次世界大戦末期の、戦費獲得のための国債の発行のレベルに現在 G7 をはじめ多くの諸国が到達しているという衝撃的事態でした。

国債の増大は、G7 諸国では政府が直接通貨を発行できず、民間企業である各国中央銀行の銀行券を国債発行によって入手しなければならない、という極めて単純な仕掛けによることが判明し、こうして、貨幣(通貨)の問題について解明せざるを得なくなったのです。

とりあえず前号で判明したことは次のような事柄でした。

まず、政府はなぜ国債を発行せざるを得ないのか、という問いに対する答えは、通貨発行権が民間企業である中央銀行(日銀の場合は半官半民)にあり、政府は財政出動の際に、必要なお金を、国債を発行してそれを国債市場で民間金融機関に売って銀行券を獲得せねばならないからでした。だから政府が獲得した銀行券には利子(国債利子)がついていて、民間銀行や日銀が利子を得ているのです。日本の場合、支払い利息の規模は、国家予算の 3倍で、その 2倍である特別会計を上回るのです。

このような事態を改善するには、中央銀行の通貨発行の仕組みについて正確に理解する必要があります。中央銀行は、流通している通貨の分類として、発行銀行券と当座預金を自らの債務としています。民間銀行の預金通貨は中央銀行の債務ではない、という認識です。

中央銀行には民間銀行から準備金が当座預金として積み立てられているのですが、これが引き出されることで民間銀行は日銀券を獲得できます。いったん日銀によって発行された日銀券は、民間銀行の預金引き出されれば、流通市場に登場し、市場での売買を媒介し、

また、民間銀行が流通していた日銀券を日銀に預けると、日銀券は回収されます。

さらに、通貨発行権を中央銀行から国家に取り戻すための、中央銀行廃止のさまざまな試みがありました。アメリカでは植民地時代から、独自の通貨発行の要求があり、これがイングランド銀行によって禁止の法律が作られて以降も、ずっともめ事になっていて、やっと 1913 年に連邦準備制度が作られたことで一段落しました。

アメリカの例にみるように、中央銀行による通貨発行という現行制度は揺るがないように見えます。しかし、今日デジタル通貨の興隆などこれまでの銀行などの金融機関の没落が始まっています。今だから国家紙幣に切り替えるチャンスが到来しているのではないのでしょうか。このような事柄について基礎から解明してみます。

## 2. 日銀による通貨発行の仕組み

日銀のHPには「銀行券・貨幣の発行・管理の概要」という記事があります。それ引用しておきましょう。

### 「銀行券の発行・流通・管理

日本銀行は、日本で唯一、銀行券を発行する発券銀行です。日本銀行は、皆さんが安心して銀行券を使えるよう、銀行券の安定供給を確保するとともに、銀行券の信認を維持するために、さまざまな業務を行っています。

#### 銀行券の発行

日本銀行法では、日本銀行は、銀行券を発行すると定めています。銀行券は、独立行政法人国立印刷局によって製造され、日本銀行が製造費用を支払って引き取ります。そして、日本銀行の取引先金融機関が日本銀行に保有している当座預金を引き出し、銀行券を受け取ることによって、世の中に送り出されます。この時点で、銀行券が発行されたことになります。

銀行券は、さまざまな資金の受払いに利用可能な決済手段であり、特に小口資金のための受払いの手段として広く利用されています。銀行券には、銀行券を用いて支払いを行った場合、相手がその受取りを拒絶できないという、法貨としての強制通用力が法律により付与されています。

現在、日本銀行は、一万円券、五千円券、二千円券、千円券の 4 種類の日本銀行券を発行しています。

#### 銀行券の流通

日本銀行が発行した銀行券は、その後、金融機関から預金を引き出した人々や企業の手渡しに渡り、商品やサービスの購入などに利用されます。また、銀行券の一部は金融機関に持ち込まれ、預金として預けられます。

金融機関は、利用者への支払いに当面必要としない銀行券を、日本銀行の本支店に持ち込み、日本銀行当座預金に預け入れます。このように銀行券が日本銀行に戻ってくることを、銀行券の還収といいます。

日本銀行や金融機関は、銀行券が全国各地にくまなく行き渡るための流通拠点としての役割を果たしています。

#### 銀行券の管理

金融機関を通じて銀行券が日本銀行の本支店に戻ってくると、日本銀行は、受け入れた銀行券の枚数を確認し、偽造・変造された銀行券がないか、厳重に真偽鑑定を行っています。

(以下略)

## 3. 銀行券とは何か

### 1) 日銀券の流通根拠についての論争

会報前号に引用したように、イングランド銀行の公式テキストも「貨幣はちゃんと通用すると誰もが信用しているから、貨幣は通用するのである。」(『イングランド銀行公式 経

済がよくわかる 10 章』、263 頁) と述べていました。これを読んで、私は 1991 年に、当時雑誌『批評空間』に連載されていた岩井克人の貨幣論の批判を書いたことを思い出しました。

岩井は、「貨幣が貨幣であるのは、それがまさに貨幣であるからなのである」(『批評空間』3 号、250 頁) と述べて、貨幣とは何であるのかという問い自体を無意味なものとして退けました。たまたまこの『批評空間』の連載をまとめた岩井の『貨幣論』(筑摩書房、1993 年) が手もとにあったのでざっと読みなおしてみました。

ポイントは「貨幣形態 Z」と名づけられた岩井が創造した価値形態で、これは全体的な価値形態(第二形態)が一般的な価値形態(第三形態)に移行し、その次は貨幣形態(第四形態)となっている『資本論』現行版の価値形態論に異を唱えて、第三形態から再び第二形態へと循環しこれを繰り返すものを「貨幣形態 Z」と規定して、一般的価値形態(第三形態)から貨幣形態(第四形態)への移行を否定したのです。

これへの批判は簡単で、一般的価値形態(第三形態)を移行させると全体的な価値形態(第二形態)に戻るのではなくて『資本論』初版の第四形態、これは個々の商品ごとの展開された価値形態で、それらがお互いに関係なしに乱立する、というものに移行するのです。ですから『資本論』初本文価値形態論では、価値形態はこのまとまりのない第四形態で締めくくり、貨幣の生成は次の交換過程の章で取り上げられ、商品占有者たちが、価値形態のある意味無政府性に対してそれに自らの意志を宿し、無意識のうちでの本能的な共同行為を行うことによって貨幣を生成させるのでした。この見解は私自身 1980 年代末に完成させ、1991 年の岩井批判の論文でもこの観点から書かれています。

さて、貨幣形態 Z を主張した岩井は貨幣が商品であることを否定し、ここから日銀券が流通しているのは、相手がそれを受け取るからだという主張を続けてきました。イングランド銀行公式テキストが岩井説を取り入れたのかもしれませんが。

なお、岩井の貨幣論とその後の諸著作はネットで好意的に取り上げられ、NHK の番組でも放映されていて、やはり現在も影響力を持っているようです。お金に関しては悪貨が良貨を駆逐するといわれていますが、お金に関する理論も俗っぽい議論がまともな理論を駆逐しているようです。これに逆らって、銀行券に関するまともな議論を進めてみます。

## 2) 日銀券は日銀の債務

銀行券は日銀の貸借対照表では市中銀行の当座預金とともに、負債の部に計上されています。これはこの金額が外部からの資本であることを示し、そしてこれらの外部からの資本が、国債や貸し付けといった資産となっているのです。

当座預金が日銀に口座を持つ市中銀行の預金であることは明白ですが、日銀券の場合、その債務証書としての性格はきちんと把握されているとは言えません。私は、以前から、山本孝則の説を正しいと考えて、その債務証書の性格を市中銀行の日銀に対する預金証だと述べてきました。山本説については 1990 年代半ばにまとめたことがあるのでそれを引用しておきます。

「銀行預金が『銀行が特定の人格に帳簿上の支払約束を記入することによって負った債務』(同書、146 頁)であるのに対して、『銀行券とは、支払手段としての譲渡性を高めるために持参人宛に特定額面で記入された、銀行の預金債務証書にほかならない。』(同書、146-7 頁)

『この意味で銀行券は、預金証書の特殊形態以外の何者でもなく、従ってまた、銀行券発行は預金設定の特殊な形態なのである。』(同書、147 頁)

では何故債務が貨幣として機能しうるのか。それは近代利子生み資本がつくり出す信用のシステムにあっては、マイナスが資本として現象するからであると山本は述べている。」

(<http://www.office-ebara.org/modules/xfsection05/article.php?articleid=55>)

印刷費 10 円の紙切れが 1 万円の価値を持つということは、債務証書は手形や小切手同様額面の数字が問題で、その用紙の印刷費など関係ないのです。銀行券が債務証書である名

残は、英国の紙幣が兌換時代の記載をそのまま残しているところにも見られますが、より本質的なことは、債務証書は債権・債務関係のあるところに生まれるということです。

一方に債権者がいて他方に債務者がいて、債務証書は債務者が発行します。ですから日銀券の場合、日銀が債務者で日銀券の所持者である民間銀行は、債権者なのです。

民間銀行はこの債権を預金者の引き出し要求や、借り入れの要求があったときに現金として、預金者や借り手に日銀の債務証書を引き渡すのです。こうして日銀券は一般流通に入ります。預金は預金者の債権でこれを引き出した日銀券は日銀の債務証書ですから額面どおりの価値をもって商品の売買に使用できます。この日銀券の所持者は借り入れの場合には民間銀行の債務者となります。

### 3) 貨幣の支払い手段としての機能と利子生み資本

日銀券についてはこれくらいにして、次は信用貨幣について考察しましょう。

現在信用制度は発達していて、クレジットカードが普及しています。これは商品を購入した一定期間ののちに代金が買い手の銀行口座から引き落とされ、支払いが完了します。この事例では、商品の販売者が債権者で、買い手は債務者となります。

これは債権・債務関係の一例ですが、このようなことが可能なのは、貨幣が支払い手段という機能を持っているからです。会報前号で、システムとしての貨幣で、支払い手段についても上げていますが、具体的な説明はしていません。ここではその説明を試みてみます。

利子生み資本については『資本論』第三巻で取り上げられていて、そこでは貨幣が商品となる、という事態の解明が行われています。貨幣が商品となる、という事態は具体的には、資本市場が成立して、そこで資本の機能を持った貨幣が売買されているということで、ここでの貨幣の機能は資本（価値を増殖する）なのです。

貨幣が資本としての機能を持つ、という事態は人類史の古代の段階にも見られますが、現在では諸資本の競争による利潤率の均等化で成立している平均利潤（一般的利潤）の下で生じています。

『資本論』第一巻の搾取の理論からすれば、資本家の利潤とは労働者の不払い労働の取得ですから、多くの労働者を雇用する資本家が多く利潤をあげられそうです。しかし、現実には資本はどのような産業部門に投下されてもそこで上げられる利潤は平均利潤率によって規制されています。

このような事態は、農業と工業を比較すればわかりやすいです。固定資本の額と比較して農業に比べて工業は労働者の数は少ないですが、農業で支出された労働の不払い部分の一部が工業に移転されるのです。平均利潤は総資本の係数ですから、相対的に総資本の少ない農業部門は少ない利潤しか上げられず、不利な立場にあります。ですので、各国は農業には税金をつぎ込んで後継者を養成しています。日本の場合小農経営への寄り添いは見られず後継者不足に悩まされていますが、株式会社に農地取得を認めても、機械化しなければ競争に太刀打ちできません。せっかく先覚者たちの努力で、産消提携の有機農業のモデルが全国的につくられましたが国は冷淡でした。自治を嫌う官僚への抗い方を私たちは学べなかったのです。

ついでに言うておくと、生活クラブのワーカーズ運動は神奈川で1982年に始まりましたが、その後各地に拡大し、市民自治のモデルとして、代理人運動をセットで推奨されました。しかしこの運動に対しても、行政は寄り添わず、影では自治の妨害者として行政の下請け化を進めました。高齢者福祉もそうで、いろいろなモデルができていたにもかかわらず、行政は介護保険事業というかたちで、市民社会のなかに官僚の障地をつくっていったのです。

この1980年代から90年代の市民の活動の覚醒とそれをつぶしていった官僚、その先に今日の官僚支配の破綻があります。そして今頃になって、高齢者福祉も農業も地域づくりも官僚だけではやりきれないことが判明して住民に課題を丸投げし始めています。ある意

味市民の自治にとって望ましい事態が生まれていますが、私たちはこの新しい課題を、日本政府破綻に備えた自治の先行実施と位置付ける必要があるように思います。市民社会での官僚の陣地が明け渡されようとしているのですが、これを市民の自治のための陣地へと再編する課題が新しく生まれているのです。

話が横道にそれましたが、平均利潤率が成立すると、貨幣所有者たちは、これを事業家に貸し付けて、貨幣を資本として機能させますが、この貸借関係は資本市場における貨幣という商品の売買という形を取り、貨幣という商品の価格が利子とみなされるようになるのです。

債権・債務関係とは、商品交換の場合は、商品の譲渡と貨幣での支払いが同時ですが、現実には販売者と購入者との間で掛売りや掛買いが生まれます。この時の貨幣の機能が支払い手段としての機能です。ここでは債権・債務関係が成立していますが、これが利子生み資本の根底です。

『資本論』初版出版時には、マルクスはすでに第三巻の草稿を書きあげていました。ですので、利子生み資本については研究対象とはしてはならない第一巻でも、いくつかのほのめかしがあります。第三章 貨幣又は商品流通 の支払い手段のところでは、信用貨幣についての次のような記述があります。

「信用貨幣は、販売された商品に対する債務証書そのものが債権を移転するために再び流通することによって、支払い手段としての貨幣の機能から直接的に発生する。」(角川文庫版、216 頁、原典、145 頁)

『資本論』第一巻では、資本家は製造業者が念頭におかれています。ですから貨幣章の後には、貨幣の資本への転化の章が続いていますが、そこで労働力の売買が考察され、投下された貨幣が、剰余をともなって資本家の手元に還流することを証明し、そのあとに資本の生産過程が続きます。

ところが支払い手段としての貨幣の機能から生じる信用貨幣も実は貨幣の資本への転化なのです。それは利子生み資本ですが、第四章 貨幣の資本への転化 の中心課題は労働力の売買で、ここから製造業者による資本の生産過程が始まるのですが、そこには資本の一般的範式が考察され、次のような記述があります。

「商品流通の質料的内容たるさまざまな使用価値の交換を度外視するならば、そして、この過程を生み出す経済的諸形態だけを考察するならば、吾々は、今過程の最後の産物として貨幣を見いだす。商品流通のこの最後の産物は、資本の最初の現象形態である。」(同書、227 頁、原典、153 頁)

「貨幣としての貨幣と資本としての貨幣とは、さしあたり、それらの相異なる流通形態によってのみ区別される。」(同書、228 頁、原典、153 頁)

商品：W 貨幣：G とすると区別は次のように表示されます。

貨幣の範式  $W-G-W$

資本の範式  $G-W-G$  あるいは、 $G-W-G'$

利子生み資本の範式  $G-G'$  (同書、941 頁、原典、163 頁)

『資本論』第一巻では、この後、労働力の購買と販売が考察され、そして製造業の生産過程の考察が始まるのですが、それとは別のもう一つの貨幣の資本への転化が利子生み資本なのです。利子生み資本については次回に取り上げましょう。

#### 4. 山口薫による日銀批判

##### 1) 日本銀行は必要か

山口薫『公共貨幣』(東洋経済新報社、2015 年)は、日銀券を廃止し、政府が発行する国家紙幣(公共貨幣)に切り替えるという政策提言を含んだ力作です。この書から、日銀批判の部分を紹介します。

この書、第 3 章 日本銀行は必要か、はまず、「日本銀行は民間会社」と述べています。



山口は、日本銀行法第6条、第8条、第9条の内容を引用しています。

「第6条 日本銀行は法人とする。」(『公共貨幣』、65頁)

ではどういう法人かということで、次のように述べています。

「日本銀行はどのような法人であるのかといえば、日本銀行券を法貨として無制限に発行できる権限が与えられた特殊法人である。しかも、日本銀行はジャスダック株式市場に、証券コード8301として登録されており、株式に相当する出資証券の売買も株式市場で行われている。こうした意味で日本銀行は政府機関ではなく、民間会社なのである。」(同書、65頁)

では出資についてはどうなのでしょう。

「第8条 日本銀行の資本金は、政府および政府以外の者からの出資による一億円とする。2 前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は5千5百万円を下回ってはならない。

第9条 日本銀行は、前条第一項の出資に対し、出資証券を発行する。2 前項の出資証券その他出資に関し必要な事項は、政令で定める。」(同書、66頁)

山口は、政令を検討したうえで、日銀の株主について次のように述べています。

「株式会社のような株式の発行であれば、株主(資金出資者)にその対価として所有権や株主総会での議決権が与えられる。勿論、それらに加えて株主は利益の配当を受け取る権利がある。これに対し日銀の出資証券所有者は出資はするが、経営に参加する権利も株主総会での議決権のようなものも与えられていない。すなわち、出資者(株主)からまったく干渉を受けない法人となる。勿論、政府が出資者(株主)となっても、政府からは独立した組織

となる。」(同書、66頁)

次に日銀の株主については、ベンジャミン・フルフォードのIMFワーキングペーパーから引用されています。

「2007年に日本銀行が公開した株主構成は、政府出資者55%、個人39%、金融機関2.5%、公共団体等0.33%、証券会社0.1%、その他の法人2.6%。日本の商法では、企業が発行する株式の三分の一超の33.4%を持つと、株主総会で重要事項の決議を単独で否決することが可能となる『拒否権』が手に入る」(同書、68頁)

政府：55%、個人：39%、金融機関：2.5%、証券会社：0.1%、その他の法人：2.6%で、33.4%で拒否権が保障されるから、個人株主が誰かは大きな問題だが、公表されてはいない、と山口は述べています。しかも出資配当も大した額ではないので、配当以外の理由があるはずだと山口はみています。

日銀の政策委員会は総裁、副総裁、以外に、学者2名(女性枠1名)、産業界3名、金融界1名(69頁)6名で構成されていますが、それへの影響力の可能性については確認できないと述べています。

## 2)日本銀行のビジネスモデル

配当はたいしたこともなく、しかし日銀が存続しているのは何故か、ということで山口はそのビジネスモデルを考察しています。

2014年現在日銀職員は4,620名で、みなし公務員ですが、平均給与1,030万円。公務員は661,8万円ですと優遇されています。(同書、70頁)

通貨発行に関しては、①貨幣発行益(シニョレッジ)と②利息があるのですが、山口は貨幣発行益は国家にのみ属し、日銀にはないと見、そのうえで、では日銀のビジネスモデルはどのようなものかと問うています。

「しかるに、実際には貨幣発行益は政府にのみ与えられ、日銀には通貨発行益又は日銀券発行益はない。なぜならば、日銀券はたとえ無から印刷して生み出したとしても、複式簿記の原則により日銀の貸借対照表に負債として計上しなければならず、日銀券という資産項目では計上できない。無から生み出した貨幣を資産として計上できるのは、政府(封

建領主、シニユール) だけである。(この点は、後で公共貨幣を考える場合のキーポイントとなる) そのために、日銀は日銀券の発行は法律で許可されていても、無制限に発行できるわけではなく、誰かが日銀にお金を借りに来た場合にのみ発行できる仕組みとなっている(逆に言えば、お金の借り手需要がある限り、日銀は日銀券を無制限に発行できる)。以上の考察により、日銀のビジネスモデルとしての主な収入源は利息のみとなる。」(同書、71 頁)

山口が作成した日銀の貸借対照表 5 兆円以上の勘定科目をあげておきます。

資産の部 (兆円)		負債の部	
国債	125,4	発行銀行券	83,4
貸出金	25,5	当座預金	58,1
外国為替	5,5	その他	20,0
その他	8,4	純資産	3,3
資産の合計	164,8	負債及び純資産合計	164,8

「(貸借対照表から) 政府や民間銀行がお金を借りに来た場合にのみ、日銀はそれらを国債、貸出資産として貸借対照表に計上し、日銀券を利付で発行していることが読み取れる。

利付で日銀券を発行しているという点がポイントである。政府が税金を徴収して払う利子が国債の利息であり、日銀が銀行に貸し出す時の金利が公定歩合である。勿論、現在の財政法第 5 条により日銀の政府への直接の貸出(国債引受)は禁止されているので、日銀は公開市場操作により、間接的に市場から国債を購入するという形を取っているが、要点は日銀のみ日銀券を発行して、主に政府に貸し出すことにより紙幣が発行されているということである。すなわち、政府が自ら所有する貨幣発行権をわざわざ放棄して、民間会社である日銀からお金を借り、その利息を国民から税金を徴収して民間会社の所有者に支払っていることになる。現行の債務貨幣システムは、このように日銀の所有者が国民から利息という不労所得を合法的に吸い上げるシステムとなっている。」(同書、72 頁)

このように、山口は日銀の収入は国債利子がメインだと見て、その他の収益について次のように分析しています。

「外国為替収益は、外国為替相場の変動により毎年激変する利益金である。」(同書、73 頁)

2012 年 : 6,809 億円、2011 年 : 1,705 億円、2010 年度 : 727 億円、この収益は安定していません。

「外国為替収益が 6,809 億円と以上に膨れあがったために、その約半額の 3,018 億円を外国為替等取引損失引当金繰入額として特別損失として計上している。すなわち、為替損益の利益隠しをしている。」(同書、73 頁)

「貸出利息は 332 億円と国債利息 6,225 億円の 5,3% にすぎない。すなわち、日銀は政府にお金を貸して、その利息でビジネスをしているということになる。」(同書、73 頁)

経常費用は、2,666 億円ですが主な内訳は、銀行券製造費、483 億円、給与等、476 億円、一般事務費、501 億円でこれらの合計は、1,460 億円で、これは国債利子で十分賄えることから山口は日銀のビジネスモデルについてこのように述べています。

あとの主な項目は、当期剰余金が 5,760 億円。ここから、法定準備積立金(剰余金の 5%)、288 億円と、配当金、500 万円円を差し引いた 5,472 億円が、国庫納付金となっています。

このような考察の後、剰余金(利益)隠しがあるのではないかと疑っています。

一つは、外国為替収益の半分を特別損失金としていること、もう一つは国家公務員よりも高い給与であること、さらに一般事務費に無駄はないか、などですが会計監査が行われていないので検証する手立てはありません。

さらに、怪しいのは国債利息の計算が、第三者を介せずに日銀が勝手にやっていることです。

「2012年度に日銀は、国債利息として6,225億円を計上しているが、国債保有額が125兆3,556億円であるので、国債利息を単純に1%として計算しても、国債利息は1兆2,535億円となるが、日銀はその半分しか計上していないことになる。・・・2003年からこうした巨額の乖離が見られる。」(同書、75頁)

「毎年、国の予算のほぼ半分を国債で賄い、その利息を税金から支払っているにもかかわらず、国民にはその利息支払い情報が開示されないのである。」(同書、75～6頁)

謎に満ちた日銀の状態にメスを入れた山口はこの後、自らが提案する公共貨幣(国家紙幣)の説明に移るのですが、それはまた後日紹介します。

## 負債経済論にもとづく資本の破局

### 理論的整理のために(4)

#### 第5章 金融業におけるデジタル革命(最新資料抜粋)

##### はじめに

木内登英『決定版 銀行デジタル革命』(東洋経済、2018年)は、少し古いですが、銀行がガラパゴス化している状況がよくわかる本です。まず基礎知識として下さい。

序章 動き出したメガバンクでは、メガバンクがデジタル通貨を発行へ実証実験を進めていることを踏まえ、デジタル通貨とは何か、それと電子マネーとの違いについて、前者を「法定通貨と一対一で価格変動なく交換できるもの」(18頁)とし、電子マネーはいったんウォレットに下したマネーを銀行預金に戻せないの、デジタル通貨と区別しています。

次に、フィンテック説明があります。「フィンテックとは、ファイナンス(金融)とテクノロジー(技術)を組み合わせた造語で、2008年のリーマンショック後に米国で生まれたとされています。」(19頁)そしてその本質は革新的なサービスにあるとみています。それはこの技術によって現実に創造的破壊が進展し、金融の業務地図を塗り替えつつあるからです。

「新たなサービスの開発・普及を妨げてきた背景には銀行法、金融商品取引法、保険業法、貸金業法、出資法などの法律によって、銀行、貸金業、保険、証券などの金融業態を縦割りで厳しく規制してきた金融法制がありました。・・・金融機関ではない企業の金融業への参入はあり得ないことでした。」(20頁)

「2009年に資金決済法が施行され、銀行以外の事業者も決済業務に本格的に参入できるようになりましたが、依然として厳しい規制があります。」(21頁)

このような日本の現状に対し、米国等では、はるかに先を行くサービスが生まれています。その背景について、新機軸は大銀行への反発から生まれた、とし、次のように述べています。

「欧米、特に米国でのフィンテック普及には、特別の理由がありました。米国のフィンテック企業は、2008年のリーマンショックに端を発した金融危機で銀行をリストラされ、銀行の反発を抱く人々が担っているケースが少なくありません。米国社会にはリーマンショックの際、大手銀行が公的資金で救済されたことへの強い反感が広まり、それが、フィンテック企業のサービスを歓迎する素地となったことも、フィンテックの普及を後押ししました。」(24頁)

また、米国銀行の決済業務の軽視が、これに食い込むフィンテック企業の発展があった理由でもありました。

ところが日本では、メガバンク自身が新たな業態に乗り出そうとしているのです。

今回はまず、各国中央銀行のデジタル通貨実証実験についての資料を紹介し、そのうえで日本の取り組みの問題点について解明していきます。

#### 1. BISのクロスボーダー決済をめざしたデジタル通貨実証実験

『国際通貨研レポート』2022.12.23「クロスボーダー決済の課題解決に向けた国際決済銀行の取り組み」公益財団法人国際通貨研究所経済調査部 上席研究員宮川真一、によれば

国際決済銀行(以下、BIS)がいくつかの実証実験を行っています。クロスボーダー決済とは国境を越えた国際的な支払決済のことで、従来はSWIFT(国際銀行間通信協会)がその任に当た

ってきました。この仕組みはロシアのウクライナ侵攻後、ロシアが SWIFT から外されたことで有名になりましたが、このシステムは 1973 年に始まったもので、資金移動に時間はかかるし手数料は高いということで、デジタル時代になって不評が表面化していました。

<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2022/nl2022.38.pdf>

この事態に対し、SWIFT に対する代案を BIS が検討し始めているのです。BIS は各国中央銀行が出資する法人で次のような活動を行っています。

「①各国の中央銀行相互の議論を促進し、協働関係を推進すること。②金融システムの安定に責任を有する中央銀行以外の組織と中央銀行との対話を支援すること。③中央銀行およびその他の金融監督当局が直面している政策的な課題について調査研究を進めること。④中央銀行に代わって金融市場取引を行うこと。⑤国際的な金融オペレーションに際し代理者または受託者となること。」(ウィキペディア)

この組織は 1980 年代に日本のメガバンクが世界を席巻したときに、その弱点を突く BIS 規制(1988 年)をしたことで記憶していただける方も多いでしょう。

さて、SWIFT の不備を補う事をめざし、宮川論文は「BIS は各国の中央銀行、商業銀行や決済事業者等と協力し様々な試験的な取り組みを行っている。この中で、最近公表された 3 つの代表的なクロスボーダーに関わるプロジェクトについて紹介する。」(2 頁)として次の事例を挙げています。このうち、**mBridge** については、日本の事例に即して次で説明します。

第 1 表：最近の BIS プロジェクトの概要

プロジェクト名	mBridge	Icebreaker	Ne xu s
CBDC	Wholesale CBDC <sup>2</sup>	Retail CBDC	-
モデル	単一システムモデル <sup>3</sup>	相互接続モデル	相互接続モデル
実験内容	分散台帳技術を使用し各国中央銀行が CBDC を発行、取引可能な共通プラットフォームを構築	分散台帳技術を使用し各国の異なる CBDC システムを共通の技術的、契約的取り決めのもとに接続する	各国の既存の高速決済システム (IPS) を、共通の技術的、契約的取り決めのもとに接続する
期間	2021 年 2 月 ～2022 年 9 月	2022 年 9 月～	2021 年 7 月～
参加国	香港、タイ、UAE、中国	イスラエル、ノルウェー、スウェーデン	シンガポール、マレーシア、イタリア

(資料) 各種資料をもとに国際通貨研究所作成

BIS がこのような実証実験を行っているということは、各国中央銀行のデジタル通貨発行が間近に迫っていることが予想されます。

## 2. 日本のメガバンクの取り組み

ここでは、香港、タイ、UAE、中国が参加している **mBridge** について、それを参考に日本のメガバンクが同様の実証実験を始めたというニュースの解説を、別の論文から紹介しましょう。

日本経済新聞は 2023 年 9 月 5 日付朝刊で、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ (MUFG) とみずほ FG が企業間決済に使うデジタル通貨で連携する、と報じました。

「mBridge の日本版

MUFG とみずほが日本企業向けのクロスボーダー決済で、米国のシステムをトンネルする仮想通貨を使った手段を提案する模様だ。中国中銀や UAE らの先行例を市中銀行が追走し、米ドル覇権の要衝である SWIFT を迂回する試みである。」というリードで始まる吉田拓史 2023 年 9 月 6 日のレポートです。以下に引用します。

「日経によると、MUFG とみずほの試みは、200 兆円の貿易決済がターゲット市場としているという。十分に大きい決済ボリュームである。比較対象として、小売決済の PayPay の 2022 年度決済取扱高が 10.2 兆円だったことを注記しよう。

法定通貨のリザーブを「裏付け」にすると主張されるステーブルコインを使って、クロスボーダー決済のスタンダードとなっている国際銀行間通信協会(SWIFT)を迂回する目論見のようだ。SWIFT は、多くの仲介業者を通過し、手数料がかかり、決済完了が遅いときがある。日本企業の進出の多い東南アジアで SWIFT を通じて海外送金すると、非常に高くつき、遅い。東南アジア諸国はドルベースの送金を回避する様々な手段を構築しようとしており、中国は一枚噛もうとしている。」

(<https://www.axion.zone/mufgmbriidge/> )

このように紹介したあと、**mBridge** について次のように解説しています。

「mBridge とは

mBridge は、中国本土、香港、タイ、アラブ首長国連邦(UAE) の 4 つの中銀が共同で主導している。昨年、中国が主導するデジタル通貨ベースの国際送金プラットフォームは、ほぼリアルタイムの取引を実現し、クロスボーダー決済のコストを削減できたという試験結果を発表した。」

SWIFT とドルの覇権とは切り離せません。東南アジアでは、中国との交易が増えるにつれ、ドル決済を迫られる SWIFT は重荷に感じられ、ドル決済を避ける動きが強まっているというのです。

「最大の貿易相手国の 1 つである中国との決済の非ドル化は、東南アジア諸国にとっても利のある選択肢である。シンガポールと中国間の貿易でデジタル通貨を使用すると、160 億~240 億シンガポールドル(約 1.6 兆~2.4 兆円)の節約につながると、コンサルタント会社の Oliver Wyman は推定している。これは、シンガポールの GDP の 3~5%に相当する。」

日本のメガバンクにとっても、「日本企業の進出の多い東南アジアで SWIFT を通じて海外送金すると、非常に高くつき、遅い東南アジア諸国はドルベースの送金を回避する様々な手段を構築しようとしており、中国は一枚噛もうとしている。」という状況のなかで、BIS を後ろ盾に、日本のメガバンクも脱ドル化をめざそうとしているのですが、米国はこれを座視するのでしょうか。中止に追い込まれそうな予感がしています。

### 3. デジタル化における日本の立ち遅れ

さて、SWIFT を利用する側からのデジタル通貨を使った実証実験が始まる中で、日本の金融業は持ちこたえられるのでしょうか。

「ビズクロ」に「日本におけるデジタル化の歴史とは？現在までの歩みを簡単に解説！」

最終更新日時:2023/08/08、という記事がありました。引用符なしで以下に紹介します。

<https://bizx.chatwork.com/digitalization/history-2/>

日本におけるデジタル化の歴史として次の項目があげられています。

1. インターネットが一般的に普及開始(1995 年~)
2. ICT インフラの整備(2001 年~)
3. ICT 利活用の推進(2003 年~)
4. デジタルデータの利活用(2010 年代半ば~)
5. デジタル社会の構築(2018 年~現在)

(1) インターネットが一般的に普及開始(1995 年~)

1995 年には Microsoft 社の Windows95 が発売されるなどを契機としてインターネットユーザは増え、1998 年には商用利用開始からわずか 5 年で世帯普及率が 10%を超えました。

(2) ICT インフラの整備(2001 年~)

2001 年頃には、世界的な IT 革命を背景として、日本が世界最先端の IT 国家となることを目指しつつ、国家戦略として ICT インフラの整備が進められました。端的に言うとインターネットの利用環境が整備された時期です。

2000 年 11 月には IT 基本戦略が取りまとめられ、IT 基本法が成立。その IT 基本法にもとづく国家戦略が、2001 年 1 月に公表された「e-Japan 戦略」です。

e-Japan 戦略では 5 年以内に 3,000 万世帯以上が高速インターネット網(DSL)に、1,000 万世帯が超高速インターネット網(FTTH)に常時接続可能な環境を整備することが掲げられました。

### (3) ICT 利活用の推進(2003 年～)

ICT インフラ整備が進むと、次は ICT 利活用の推進が進められます。概要をまとめると次のとおりです。

- 2003 年 7 月:「e-Japan 戦略Ⅱ」が策定され、医療、食、生活などを含む 7 分野において先導的取組を進める
- 2006 年 1 月:「IT 新改革戦略」が策定され、ユビキタス社会の実現に向けて 3 つの政策群が提示される
- 2009 年 7 月:「i-Japan 戦略 2015」が策定され、デジタル技術が空気や水のように抵抗なく受け入れられることをビジョンに掲げ、電子政府、医療・健康、教育・人財の三大重点分野が設定される
- 2010 年 5 月:「新たな情報通信技術戦略」が策定され、政府ではなく国民主導の社会に転換するための重点戦略(3 本柱)が定められる

### (4) デジタルデータの利活用(2010 年代半ば～)

2010 年代半ばはデータ大流通時代と呼ばれており、公共データやパーソナルデータなどのデジタルデータの利活用が進められました。

2013 年 6 月には、持続的な成長と発展を可能とする成長戦略の柱として「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定。次の 3 つを柱として必要な取組が定められました。

- 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
- 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会の実現
- 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

具体的には、公共データの民間開放(オープンデータ)やパーソナルデータの利用促進が図られています。

2016 年 12 月には官民データ活用推進基本法が施行され、翌年 2017 年 5 月には「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。

本宣言・計画では、データ利活用によって解決が期待される 8 つの分野が次のとおり挙げられています。

\* 電子行政、\* 健康・医療・介護、\* 観光、\* 金融、\* 農林水産、\* ものづくり、\* インフラ・防災・減災等、\* 移動

### (5) デジタル社会の構築(2018 年～現在)

2018 年からは、これまで目標として掲げられていた「IT 国家」が「デジタル国家」へと変わりました。

政府自らが世界最先端のデジタル国家に向けて行政サービスのデジタル変革に取組み、地方公共団体や民間部門を通じた社会システムの抜本改革を実行することとされています。

後に新型コロナウイルス感染症の流行拡大によって急速にデジタル活用が進められました。しかしその一方で、デジタル化が十分に進んでいない点も「デジタル敗戦」と称されるほど浮き彫りとなっています。2021 年 9 月にはデジタル庁が発足し、現在もなおさまざまな取組みが進められているところです。

日本のデジタル化の進歩は世界視点だと遅れている？

日本のデジタル化の進歩は、世界視点だと遅れていると言えるでしょう。デジタル化が遅れていると示される根拠のひとつに、国際経営開発研究所(IMD)が公表したデジタル競争力ランキングがあります。

そのランキングによると日本のデジタル競争力は 28 位に位置づけられ、2020 年の 27 位と比べて 1 つ順位を落としてしまっています。

なお、知識は 25 位、技術は 30 位、将来への備えについては 27 位という結果でした。総務省で取りまとめられた情報通信白書においても、日本のデジタル化は「大幅に後れている」と表現されています。

(以上引用終わり)

日本の場合、デジタル化も行政主導でなされていることがよくわかります。

## 4. DXにおける日本の金融業の現状



DXとは、英語の「Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション)」の略語で、(なぜ略語がDTではなくて、DXになるかという、英語では、TransをXと表記する習慣があるからです) デジタル技術を使って、ビジネスや日常生活など、社会全体を良い方向に変革していく取り組みを指します。単なるデジタル化ではなく、ビジネスの在り方や生活の仕方を根本から変えるためにIT技術を用いる点が、DXの特徴で、その作用は創造的破壊です。以下にダイヤモンドオンライン「PayPayが次に奪う「銀行の縄張り」はどこか? キャッシュレス、ポイントだけで終わらない次の戦場」(2023. 10. 13) から抜粋します。

<https://diamond.jp/articles/-/330236>

「新たな個人向け金融サービスの開発を競うように進めているメガバンク3行。今のところ、スマートフォン上で銀行口座残高やクレジットカードの利用状況、キャッシュレス決済、共通ポイント残高などを一元管理できる三井住友フィナンシャルグループ(FG)の「0live(オリーブ)」が、三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)とみずほフィナンシャルグループ(FG)を一歩リードしている(本特集#1『三井住友FG「オリーブ」の野望と死角、新個人向け金融サービスの命運を握る“最後のピース”とは?』参照)。

オリーブは証券会社や生命保険会社などとの提携も進めているため、にわかにその動向が金融業界全体の注目の的となっているが、高みの見物とばかりに静観している企業もいる。近年、金融事業を強化してきた楽天グループやPayPay(ペイペイ)などのプラットフォーマーだ。

それもそのはず、楽天グループは月間アクティブユーザー数約4000万人、PayPayは登録ユーザー数6000万人超で、オリーブのアカウント数はまだ100万人。経済圏には大きな差があるのだ。

誰もがスマートフォンを持つようになった2010年代以降、銀行が担ってきた個人向け金融サービスは、楽天グループやPayPayなどのプラットフォーマーが、より便利で簡単なサービスを開発して、提供するようになった。オリーブの力の入れようから分かるように、メガバンク3行はその役割を取り戻そうとしているが、プラットフォーマーは意に介さない。

むしろ今、さらに銀行の縄張りを奪い取ろうと準備を進めている。次ページではPayPayの次の一手にフォーカスして解説していく。」

「PayPayが今、銀行の縄張りを奪う次の一手として捉えているのが、デジタル給与(給与のデジタル払い)である。

デジタル給与とは、現金で支払われている給与を、デジタルマネー(電子マネー)で支払うことだ。PayPayであれば、QRコード決済である「PayPay」で、会社が給与を支払う。これまでは銀行口座やクレジットカードなどからPayPayにチャージする必要があったが、その手間がなくなる。

ただし、現在の制度では給与の全額をデジタル給与で受け取ることはできない。デジタルマネー(電子マネー)を扱う事業者は「資金移動業者」であり、銀行ではないため、デジタル給与の上限は100万円に設定されている。利用者には、100万円を上限とした給与支払い用のデジタルマネーの箱が用意されているイメージだ。

1人当たりたった100万円だが、個人向け金融サービスにおいては、大きなインパクトがある。」

なお、同誌の「給料を「PayPayや楽天ペイ」で受け取り、解禁されても誰も知らない残念な理由」真壁昭夫：多摩大学特別招聘教授(2023. 4. 11)には次のような記事がありました。

<https://diamond.jp/articles/-/321027>

「2023年4月1日、給与の「デジタル払い」が解禁された。デジタル払いとは、給与をスマホの決済アプリや、電子マネーの口座に支払う仕組みをいう。

これまで厚生労働省は、1975年に銀行口座への給与振り込みを、そして98年には証券総合口座への振り込みを解禁した。今回、社会のデジタル化に対応するため、「資金移動業者」の口座が給与支払いの対象に含められた。

世界の主要な中央銀行は、法定通貨のデジタル化に関する実証実験などを進めている。その中、デジタル払い解禁は人々の生活の利便性、経済運営の効率性向上に寄与することが期待できる。」

「金融庁によると、3月15日時点で「PayPay」(ソフトバンク系)、「楽天ペイ」(楽天系)、「d払い」(NTT系)など84業者が登録されている。」

次に、2022年8月23日 真壁昭夫：多摩大学特別招聘教授『銀行が要らなくなる日』が現

実に!?来年にも PayPay 口座へ給与振込が可能に」からの引用です。

<https://diamond.jp/articles/-/308339>

「2023 年にも全国銀行協会は加盟金融機関間の送金システムに、フィンテック企業の接続を認めるという。フィンテック企業が提供する口座に給与が直接振り込まれるのも可能になる。金融サービスを巡る競争は激化し、淘汰（とうた）される銀行は増えるだろう。殻を破れない銀行は不要となる時代が本格化しようとしている。」

「わが国の金融システムに「銀行不要時代」の荒波が急速に押し寄せている。2023 年にも全国銀行協会（全銀協）は、加盟金融機関間の送金システムである「全国銀行データ通信システム」（全銀システム）に、IT 関連の決済企業であるフィンテック企業の接続を認めるという。

その条件として、フィンテック企業は日本銀行に口座を開設する。世界的なデジタル化の加速によって、米国や中国などでは銀行以外の企業が、これまで銀行などが独占的に提供してきた口座振替決済などのサービスを行うようになってきている。そうした変革の波が、わが国も押し寄せてきたということだ。

これまでと違って銀行を経由せず、フィンテック企業が提供する口座に給与が直接振り込まれる（デジタル払い）ことも可能になる。また、他の銀行口座に、銀行を通さずに低コストで送金できるようになる。」

中央銀行によるデジタル通貨発行については、すでに紹介したイングランド銀行のテキストにあるように、全国民に中央銀行の口座を開かせるという方法がありますが、これだと民間銀行の役割が失われます。したがって、この方法ではなくて、従来の銀行券発券のシステムである、中央銀行の当座預金を媒介にして民間金融機関にデジタル通貨を発券するという方法も考えられています。

## 5. 資料を読んだ感想

デジタル化が金融の領域まで拡大している中で、銀行は結構立ち遅れているということが判明してきました。市街地の一等地に巨大なビルを構え、金庫を備えたメガバンクは、銀行券が紙幣であった時代の産物でした。

デジタル化による金融業への創造的破壊の動きは、まずは銀行業務の三大柱（預金・貸付・決済システム）のうちの決済システムへの IT プラットホーム企業の参入から始まりました。資料からは、リーマンショック以降、銀行に勤めていた若手が、大きくて潰せないということで、メガバンクに国費を注入して立て直してことに批判的で、リストラされた後起業し、フィンテックのベンチャービジネスを立ち上げ、中国で進展していた決済システムのデジタル化に刺激を受けて、米国でも決済システムへの新規参入を企て、米銀がこの分野では開放的だったこともあって急速に成長し、ユニコーン企業となっていった、という事態が判明しました。

行政主導の日本の場合を見てみますと、ベンチャービジネスを志向する企業家もいないのに、行政が先行して規制緩和を次々に行ったことが分かります。この行政の施策の変化については、私は米国の圧力が背景にあるように感じています。米国は日本のフィンテック業界への進出を狙っているのです。

ただ、支払い決済システムに関しては、日本でもヤフーや楽天などのプラットフォーム企業が成長していて、規制緩和を利用して、電子マネーの事業化に成功し、それをメガバンクが後追いしている状況です。

中国のデジタル化については、コロナ禍前に調べましたが、中国の場合、銀行のオンライン化がなされておらず、クレジットカードも普及していないという状況のなかで、急速に成長してきたアリババやテンセントといったプラットフォーム企業が主導権を持った形で、電子決済のシステムを構築し、電子マネーの事業化に成功していきましたが、このいわば遅れた国が、進んだ国を技術革新の力で追い越すかえる跳びに米国は大いに刺激を受けたようです。

電子マネーの現状とは別に、中央銀行のデジタル通貨の方は、国際的な取引、クロスボーダー決済が主要な課題であることが判明してきました。金融業界でフィンテック企業が成長し、電子マネーが銀行業界を席巻していることに対して、中央銀行がデジタル化の面で立ち遅れていることは明らかですが、それとともにクロスボーダー決済の問題もあるのです。

ところで BISS が実験しているような、アジア諸国の中央銀行のデジタル通貨がもし現実のもの

のとなれば、米英も対応を迫られ、この面からの圧力もあります。

しかし、考えてみれば、現在の銀行券発券のシステムは、実は従来の銀行を中心とした金融業界の土台だったのです。紙からデジタルへと中央銀行マネーが変化すると、この土台が崩れ、それがどのような影響をもたらすかは、まだ判断がついていないようです。

## 6. もう一つの大問題：戦争

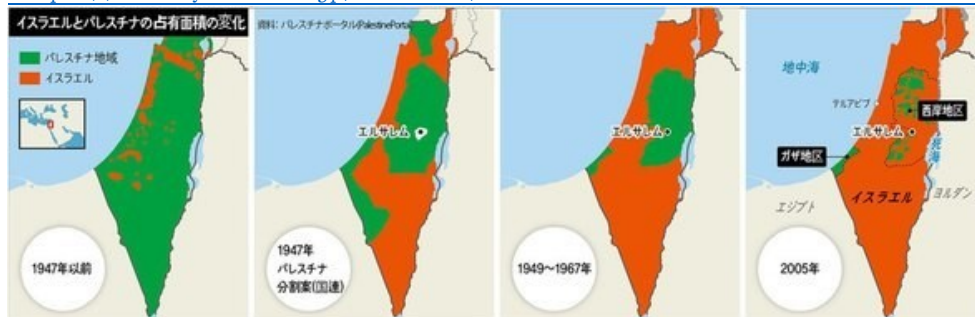
もう一つは、このような金融業界の激変が、米国の一極世界支配の崩壊という不均等発展の局面で起きており、しかもこの局面で戦争が起きていて過程を一層複雑にしていることです。

米国がその力量の後退を自覚して、中東支配の失敗（イラク戦争、アフガン戦争での敗北）を契機にアジアへ重点を移している中で、ハマスのイスラエル攻撃があり、イスラエルの戦争宣言で中東が焦点となっていますが、第三次世界大戦の可能性も指摘されている中で、この地域での新たな勢力圏をめぐる抗争の行方は不透明です。

歴史的にみれば、パレスチナ問題で不当なのはイスラエルであり、その入植者植民地主義こそが批判されねばなりません。それは次のイスラエル領土の拡張の歴史から見て明らかです。

出典

<https://news.yahoo.co.jp/articles/f3a3ae0e7242a775be946ae044ba5e336f625ca6>



ひるがえって、この問題は、西欧による植民地支配の不当性を現代によみがえらせるものです。その歴史を簡単に示しておきましょう。

15～16 世紀 スペイン・ポルトガルの海外進出

→16 世紀前半、スペインは「太陽の沈まぬ国」といわれた

17～18 世紀 オランダ・イギリス・フランスの植民地戦争

18～20 世紀前半 帝国主義による植民地拡大

→日本も植民地獲得に参加

植民地では抵抗運動が強まる

20 世紀後半 植民地の独立

このような経過を踏まれば、現在も継続している植民地主義は、イスラエルの入植植民地主義であり、これにどのように対応するかが問われていることとなります。

そもそも入植者植民地主義の元祖は米国です。米国の独立と建国は、先住民を完全に排除し、彼らを居留地に押し込めたうえでの人工的な国家の建設でした。この米国の入植者植民地主義は決して反省されることはなく、米国の一極世界支配は、まさにこの入植者植民地主義の延長であり、その現代版をして捉えることができます。このような把握に従えば、公然と入植者植民地主義を文字通り実行しているイスラエル批判を、米国批判と絡めて提起することが可能となるでしょう。これは今後の課題です。

グローバルサウスの調査の過程で、現在における植民地主義批判として私が注目しているのは、賠償請求運動です。直ちにこの問題が世界政治の焦点になるとは考えられませんが、おそらく 50 年という単位で見れば、賠償請求運動の進展がより良い世界の形成のためのカギとなるに違いありません。